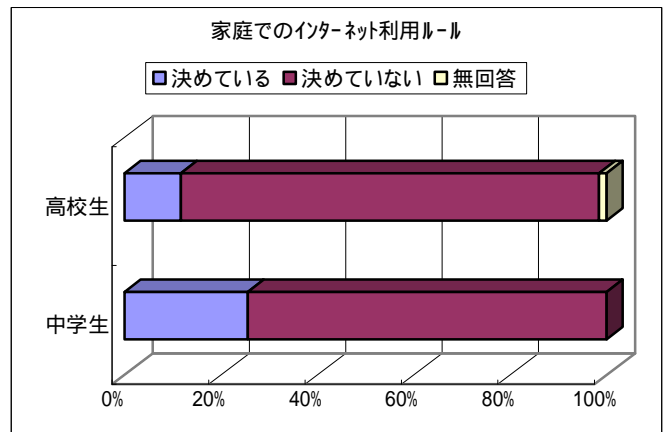
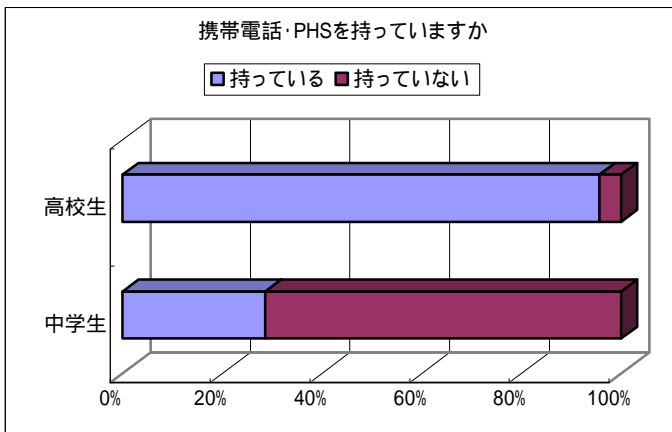


携帯電話等への指導：保護者への啓発活動を

岩手県警による調査(H19、12月)では、自分の携帯電話等を持っている割合は、高校生では96%、中学生では29%となっています。携帯電話は、高校入学を機会に所持する傾向にあります。携帯電話等を巡っては、様々な問題が生じており、保護者への啓発活動を行い、家庭においてしっかりとルールを決めることが大切です。

リーフレットやDVDなど、手軽に活用できる資料が作成されていますので、参観日後の懇談会や保護者説明会などの機会に、啓発活動を行うことが求められています。



【文科省作成のDVD】
「子ども向け」と「保護者向け」にドラマ仕立てで作られています。
(各市町村教委に送付されています)
教育情報通信ネットワーク「エルネット」から視聴できます。

【警察庁作成のビデオ】
高校生の事案を取り扱ったドラマ仕立てのビデオ。保護者向けに。ポリスチャンネルのHPから視聴できます。



保護者への広報啓発活動を！

今や、携帯電話は単なる電話ではなく、インターネット端末機であり、あらゆる情報を瞬時にして得ることができる反面、出会い系サイト、プロフィールサイト、誹謗中傷、わいせつ画像の問題等が生じ、子ども達が犯罪やいじめに巻き込まれるケースが増加しています。

携帯電話を子どもに持たせるかどうかの判断については、保護者が決定することですが、学校としては保護者に対する携帯電話の利用に係る危険性を十分に認識させる必要があります。

そのためには、まず先生方がその危険性やトラブルの対処方法を理解したうえで、保護者に向けた啓発の機会を作る必要があります。その中では、購入する前に、なぜ必要なのかを説明させ、利用するに当たってのルールを決めること、「フィルタリングサービス」を必ず設定することなどを啓発していただきたいと思います。

(岩手県警察本部

少年課少年サポートセンター 及川雅人)

県教委事務局でも「ケータイ『持つ前』講座」として出前講座を行っています。気軽にお声をかけてください。

不適応対策に係る情報を発信していきます。不適応対策指導の参考に活用していただければ幸いです。

岩手県教育委員会事務局学校教育室生徒指導担当 (019-629-6145)

<http://www.pref.iwate.jp/list.rbz?nd=1813&ik=3&pnp=86&pnp=1779&pnp=1813>